土木工事共通特記仕様書

令和8年度以降

令和8年4月

東北地方整備局

目　　次

第１編　共　通　編

第１章　総　　則

第１節　総　　則

１－１－１　主任技術者・・・

１－２－１　インターロッキングブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１－２－２　コンクリート法留（プレキャスト製品）・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第３節　瀝青材料
１－３－１　アスファルト注入材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
１－３－２　アスファルト混合物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第４節　塗　　料
１－４－１　区画線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第５節　その他
１－５－１　河川護岸用吸い出し防止シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１－５－２　無収縮モルタル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１－５－３　トンネル防水工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
１－５－４　雑石（沈石用）の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
１－５－５　敷モルタル・目地モルタル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第３編　土木工事共通編
第１章　総則
第１節　総則
１－１－１　出来形及び出来形部分の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
１－１－２　土木工事施工管理基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
１－１－３　施工管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
１－１－４　提出書類の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
１－１－５　交通安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
１－１－６　交通誘導警備員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
１－１－７　低入札価格調査制度による調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
１－１－８　品質管理の頻度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１－１－９　品質証明（社内検査）制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１－１－10　中間技術検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１－１－11　特定調達品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１－１－12　工事現場における説明性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１－１－13　不可視部分の出来形管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１－１－14　遠隔臨場による立会等の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
１－１－15　遠隔臨場による工事検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
１－１－16　総価契約単価合意方式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第２章　一般施工
第１節　共通的工種
２－１－１　ハット型鋼矢板・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
２－１－２　グラウトの施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第２節　一般舗装工
２－２－１　コンクリート舗装養生剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

２－２－２　石粉・・・

１－４－１　材料・・・

１．土木工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、東北地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事その他これに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下契約約款を含み「**契約書**」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るものである。

２．仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書（以下「**特記仕様書**」という。）」「共通特記仕様書」「土木工事共通仕様書（以下「**共通仕様書**」という。）」の順とする。

３．入札時ＶＥ提案について

入札時ＶＥ（総合評価落札方式（施工能力評価型は除く））の対象工事において、設計図書に変更が生じた場合は、入札時のＶＥ提案書又は技術提案書（ＶＥ案）について変更協議しなければならない。

４．〈契約後の〉ＶＥ提案について

（１）定義

「〈契約後〉ＶＥ提案」とは、工事請負契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（２）ＶＥ提案の意義及び範囲

ＶＥ提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事の実状に照らし個々に定め、設計図書で明記するものとするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②工事請負契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

〈④入札時のＶＥ提案に関する事項〉

（３）ＶＥ提案書の提出

①受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次にあげる事項をＶＥ提案書に記載しなければならない。

（ア）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

（イ）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件を含む）

（ウ）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（エ）発注者が別途発注する関連工事との関係

（オ）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（カ）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

②発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他書類の提出を受注者に求めることができる。

③受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。④ＶＥ提案の提出費用は受注者の負担とする。

（４）ＶＥ提案の審査

ＶＥ提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるか評価する。

（５）ＶＥ提案の採否等

①甲はＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面により通知しなければならない。但し、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができる。

②又、提出されたＶＥ提案が適切と認められなかった場合は前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

（６）ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

①ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

②前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

③前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる

額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

④ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第１８条の条件変更等が生じた場合、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。

（７）ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

（８）責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

※〈 〉書きは入札時ＶＥかつ契約後ＶＥの対象工事の場合に適用する。

第１編　共通編

第１章　総則

第１節　総　　則

１－１－１　主任技術者

１．受注者は、**特記仕様書**、もしくは**入札説明書**で工事種別を一般土木工事と指定された場合は、下表に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

請負金額	主任技術者	
16,000万円以上	１．	工事の主任技術者は次の（イ）、（ロ）または（ハ）に掲げるものでなければならない。
	（イ）	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工または一級の土木施工管理とするものに合格した者。
	（ロ）	技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）または森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
	（ハ）	国土交通大臣が一級建設機械施工技士または一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
	２．	主任技術者を**通知**する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書、技術士にあっては合格証明書または合格証」の写しを、国土交通大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。
16,000万円未満4,500万円以上	１．	工事の主任技術者は、次の（イ）、（ロ）または（ハ）に掲げるものでなければならない。
	（イ）	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工または、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。
	（ロ）	技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）または森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
	（ハ）	国土交通大臣が一級建設機械施工技士または一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
	２．	主任技術者を**通知**する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書、技術士にあっては合格証明書または合格証」の写しを、国土交通大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。

２．施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、下記のいずれかに該当する場合は、**協議**により変更できるものとする。

１）技術者のやむを得ない事情（病気，退職，死亡，出産，育児，介護，その他の理由等）により変更 が必要と総括監督員が認めたとき。

２）工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作から現場施工へ移行したとき。

３）工事の主体部分が完成した場合等で変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。

４）以下に該当する場合で工事の進捗状況等現場の施工実態，施工体制等を考慮して、支障がないと総括監督員が認めたときで当初工期経過後。
①発注者の都合により工事中止等が行われ工期延長がされたとき。
②発注者の都合により当初の工期に対して大幅（３ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。
５）一つの契約工期が多年に及ぶ場合（ただし維持工事は除く）で変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。
上記１）～５）により途中変更を行う場合は下記により対応すること。
ア．後任技術者について資格を同等以上とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。
なお、後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。
イ．技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続的な業務が遂行できるようにすること。
引継に必要な期間は１年以内の工期の工事においては７日間程度、１年を超え２年以内の工期の工事においては１４日間程度、２年を超える工期の工事については１ヶ月間程度を目安とする。
ウ．原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。
６）上記１）～５）以外の理由で、発注者の都合により、当初契約内容に対して大幅な変更が生じた場合等で、後任技術者の資格と施工経験を新たに確認した上で、変更しても支障がないと総括監督員が認めた場合は、上記ア．によらず交替できるものとする。

１－１－２　監理技術者

契約書第１０条に定める監理技術者の**通知**にあたっては、建設業法第２６条第４項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

１－１－３　専任補助者

受注者は、専任補助者の配置を申請したうえで契約した場合は、氏名、資格（資格者証の写し）、経験及び経歴書を記載した専任補助者通知書を監督職員に**提出**しなければならない。（書式は、現場代理人等通知書及び工事経歴書を準用する。）
また、やむをえず専任補助者を変更する場合は、主任技術者及び監理技術者の変更要件（前任の専任技術者と同等）を満足するものとし、**協議**により変更できるものとする。

１－１－４　舗装施工管理技術者

工種にアスファルト舗装を含む工事で、工事請負**契約書**第１０条に規定する現場代理人、監理技術者及び主任技術者が舗装施工管理技術者資格者証を有する場合は、その資格者証の写しを現場代理人等通知書に添付し、主任監督員を経由のうえ**提出**するものとする。

１－１－５　建設副産物

１．受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式（様式（7））に基づき作成し、契約締結後 14 日以内に監督職員に**提出**しなければならない。なお、再生資源利用計画書は**施工計画書**に添付するものとする。
２．受注者は、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設複合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式（様式（8））に基づき作成し、契約締結後 14 日以内に監督職員に**提出**しなければならない。なお、再生資源利用促進計画書は**施工計画書**に添付するものとする。
３．受注者は、再生資源利用計画書及び、再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に、**提出**しなければならない。

１－１－６　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

１．工事請負代金額が５００万円以上の工事については、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずる

こととする。
なお、**契約書**「６　解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で**確認**される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を**書面**に記載し、監督職員に**報告**することとする。
なお、**書面**は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式１【再生資源利用計画書（実施書）】及び様式２【再生資源利用促進計画書（実施書）】を兼ねるものとする。
・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

１－１－７　土木工事標準設計図集

受注者は、**設計図書**に該当工種の記載（図集規格・記号）がある場合、土木工事標準設計図集［東北地方整備局］によるものとする。

１－１－８　ワンデーレスポンス

１．「ワンデーレスポンス」は、受注者からの質問、**協議**への回答を、基本的に即日に回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と**協議**のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。
２．実施にあたっては、「東北地方整備局「ワンデーレスポンス」実施要領（案）」に基づき実施するものとする。
３．受注者は計画工程表の**提出**にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と**協議**をおこなうこと。
４．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ**報告**すること。

１－１－９　工事書類の作成

１．工事書類の作成にあたっては、「土木工事書類作成マニュアル（案）」に基づき実施するものとする。
２．「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。
３．２．において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。

１－１－10　情報共有システム

１．情報共有システムを活用する場合は、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン）」に基づき実施するものとする。
２．受注者は、本工事で使用するシステムを選定し、監督職員と**協議**し**承諾**を得なければならない。なお、使用するシステムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（国土技術政策総合研究所）を満たすものとする。
３．監督職員及び受注者が使用するシステムのサービス提供者（以下「プロバイダ」という。）との契約は、受注者が行うものとする。
また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と**協議**の上決定するものとする。
４．受注者は、プロバイダと次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②プロバイダが善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③②の場合において、プロバイダに重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はプロバイダと協議の上、システムの利用を停止することができる旨

５．システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。利用料金はシステムへの登録料及び使用料である。
６．システムの利用についてはコミュニケーションを円滑にすることであり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱や要領等を変更するものではない。
７．システムを利用することが困難と判断される場合は、監督職員と**協議**の上、利用の可否を決定する。
８．工事関係書類等についてシステムによることが困難と判断される書類については、監督職員と**協議**の上、利用の可否を決定する。

１－１－11　工事の一時中止

受注者は、中断期間内は、現場内巡視の検討を行い、安全の確保に努めなければならない。

１－１－12　工事書類簡素化の試行

本工事は、「工事書類の簡素化」の試行工事である。対象の工事書類及び試行内容については、下表のとおりとする。

表　－　工事書類簡素化の試行対象とその内容

大項目	項目	作成書類削減	重複確認廃止	試行内容
工事中の安全確保	現場環境改善	○	－	実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、写真管理基準（案）により必要
	足場の設置	－	○	検査職員は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
	安全巡視	－	○	検査職員は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
	定期安全研修・訓練等	－	○	
交通安全管理	交通誘導警備員	－	○	検査職員は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。

１－１－13　デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成 27 年 3 月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成 27 年 3 月）及びデジタル写真管理情報基準（平成 28 年 3 月）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（平成 27 年 3 月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（平成 28 年 3 月）「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会,
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

１－１－14　書類限定検査

１．本工事は書類限定検査の対象とする。なお、本工事が「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」、「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」の対象となった場合は対象外とする。

２．技術検査官による検査については、下記の１０書類に限定して書類検査を行うものとする。

①施工計画書
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）
③工事打合せ簿（協議）
④工事打合せ簿（承諾）
⑤工事打合せ簿（提出）
⑥品質規格証明書
⑦出来形管理図表
⑧品質管理図表
⑨品質証明書
⑩工事写真

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力するものとする。

１－１－15　ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

１．打合せ時間の配慮

打合せは勤務時間内に行う。

２．資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

３．ワンデーレスポンスの再徹底
問合せに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

１－１－16　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

１－１－17　施工計画書

契約書第１８条に基づく照査等の結果、（及び概算数量発注による※１）大幅な設計修正・施工計画提出の遅延が予想される場合、当該工種に関わる施工計画書の提出時期については、監督職員との協議によることができる。

１－１－18　コリンズへの登録

１．技術者の従事期間は、工期（実工期）をもって登録するものとする。
（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
２．受注者はコリンズにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信による提出」を選択し、監督職員から確認を受けるものとする。
３．「登録内容確認書」については、コリンズから発注者にメール送信されるため、受注者からの提示は不要とする。

１－１－19　工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

①　受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
②　著しい悪天候や気象変動により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③　工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④　資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤　その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

１－１－20　ＵＡＶを使用する際の安全面への配所について

受注者は、起工測量において UAV を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV を使用すること。

１－１－21　建設リサイクル法第１１条通知完了連絡書の送付

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４ 号）第１１条に基づく通知の対象となる場合は、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

１－１－22　設計変更の手続き

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-14 から 1-1-1-16 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（東北地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（平成２８年３月国土交通省）によるものとする。

１－１－23　設計変更審査会の開催

本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」（以下、「審査会」という。）の対象工事である。

審査会は原則１回以上開催するものとする。

なお、設計変更等に関し開催が必要な場合は協議の上、開催するものとし、発注者と受注者の双方が開催の必要が無いと判断する場合は、受注者より「確認書」の提出をうけ双方確認の上、開催しないことができる。

１－１－24　無人航空機を使用する際の情報流出防止策

１．本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和２年９月１４日、関係省庁申合せ）に示す重要業務（※）に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

ア　インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ　インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

（※）（１）カメラやセンサーから収集される情報の窃取や飛行記録データ（時間・場所）の窃取により、活動内容が推測されうることで、公共の安全と秩序維持に関する業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある業務

（２）カメラやセンサーから収集される情報の窃取により、公共の安全と秩序維持等に支障が生じるおそれがある業務

例）・国民保護法の「生活関連等施設」の脆弱性に関する情報を収集する業務（点検等）

・その他機密性の高い情報を取り扱う業務（詳細な 3D 地図の作成のための測量業務等）

（３）人命に直結する業務であって、無人航空機の適時適切な飛行が妨げられる（例：無人航空機が突然動かなくなる）ことで、その遂行に支障が生じるおそれがある業務

例）・救難、救命等の緊急対応業務等

２．前項の情報流出防止策によって業務の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

１－１－25　資料の貸与

本工事における過年度成果品の貸与については、「貸与資料ダウンロードシステム」を利用する。

利用にあたっては、別途、監督職員から通知するＩＤおよびパスワードによりログインし、利用登録を行う。

なお、上記システムの利用が困難な場合は、監督職員との協議により、電子媒体等で貸与を受けるものとする。

第２章　土　　工

第１節　土工一般

１－１　土及び岩の分類

土及び岩の契約分類は、**共通仕様書**分類を次のとおりとする。

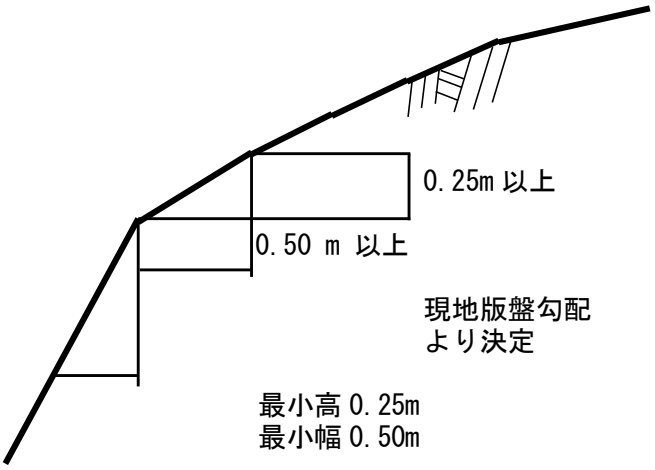
イ）土砂はＡ分類

ロ）岩はＣ分類

１－２　道路土工

１．受注者は、１：４より急な勾配を有する岩盤上に盛土を行う場合には、特に**指示**する場合を除き下記により段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り滑動を防止しなければならない。

現地盤が岩の場合



第２編　材　料　編

第１章　土木工事材料

第１節　鋼　　材

１－１－１ 落石防止柵の亜鉛めっき

１．亜鉛めっき地肌のまま使用する場合の支柱及び取付金具類は、製品加工後溶融亜鉛めっきを施したものとする。

２．亜鉛付着量は、支柱の場合ＪＩＳⅡ８６４１「溶融亜鉛めっき」２種（ＨＤＺ55）の550ｇ／㎡（片面付着量）以上とし、取付金具類は、同じく２種（ＨＤＺ35）の350ｇ／㎡（片面付着量）以上とする。

３．ひし形金網は、ＪＩＳG3552の規格によるものとし、亜鉛付着量は、Ｚ種Ｇ３以上とする。

４．ケーブルの亜鉛付着量は、素線に対して300ｇ／㎡以上とする。

第２節　セメントコンクリート製品

１－２－１　インターロッキングブロック

１．インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、受注者は、これを証明する試験成績表を監督職員に**提出**しなければならない。

	種　　類	曲げ強度	透水係数
強度	普通インターロッキングブロック	50kgf／cm² （５N／mm²） 以　上	－
	透水性インターロッキングブロック	30kgf／cm² （３N／mm²） 以　上	１×１０$^{-2}$ (0.1mm／sec) cm／sec
	植生用インターロッキングブロック	40kgf／cm² （４N／mm²） 以　上	－
厚さ	普通、植生用 インターロッキングブロック	±３mm	
	透水性インターロッキングブロック	＋５，－１mm	
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック	±３mm	

注）インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロック及び化粧インターロッキングブロックにおいては、330kgf／cm²（32N／mm²）以上、透水性インターロッキングにおいては、170kgf／cm²（17N／mm²）以上でなければならない。

２．受注者は、ブロックの色彩・パターンについて、監督職員の**承諾**を得るものとする。

１－２－２ コンクリート法留（プレキャスト製品）

１．引用規格

引用規格を、次に示す。

JIS A 1108　　コンクリートの圧縮強度試験方法
JIS A 1132　　コンクリートの強度試験用供試体の作り方
JIS A 5011　　コンクリート用スラグ骨材
JIS A 5308　　レディーミクストコンクリート
JIS A 6201　　フライアッシュ
JIS A 6204　　コンクリート用化学混和剤
JIS G 3112　　鉄筋コンクリート用棒鋼
JIS G 3532　　鉄線
JIS G 3551　　溶接金網
JIS R 5210　　ポルトランドセメント
JIS R 5211　　高炉セメント
JIS R 5212　　シリカセメント
JIS R 5213　　フライアッシュセメント

２．品質

①外観

法留は、使用上有害なきず、ひび割れ、欠け、反りなどがあってはならない。

②圧縮強度

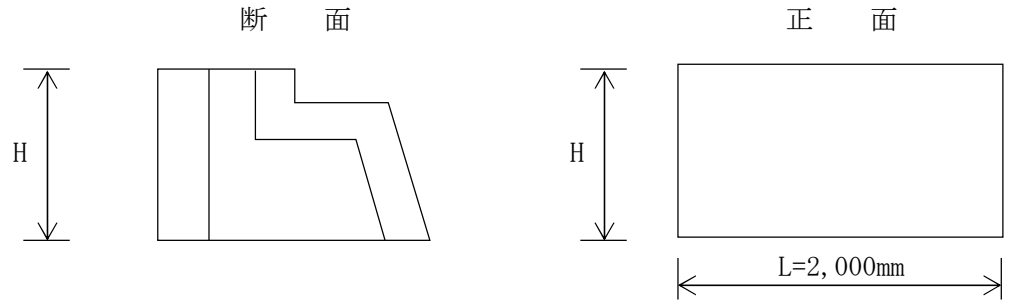
法留のコンクリートの圧縮強度の下限規格は、出荷時において 24N／mm²とする。

３．規格及び寸法の許容差

法留の規格及び寸法の許容差は、図１及び表１のとおりとする。

鉄筋のかぶり（鉄筋を使用する場合）は、20㎜以上とする。ただし、端面及び目地部については、この限りではない。さらに、鉄筋の端部にキャップスペーサーなどで防せい被覆がなされている場合も、この限りではない。

図１　形状及び寸法



①水抜き孔は適宜設けてもよい。

②面取り、切欠きのような、形状に影響を与えず強度を損なわない程度の加工は、差し支えない。本体の重心位置に、製品の強度に影響を及ぼさない程度の大きさのつり孔を設けてもよい。

表１　寸法の許容差

	高さ（H）	長さ（L）
許　容　差	± 5	± 6

４．材料

次の項目については、JIS A5345 に準ずる

①セメント
②骨材
③水
④鉄筋（鉄筋使用製品のみ規定）
⑤混和材料

５．製造方法

①水セメント比

コンクリートの水セメント比は、60%以下とする。

以下、項目については JIS A5345 に準ずる。

②空気量
③アルカリ骨材反応の抑制対策
④塩化物量
⑤材料の計量
⑥成形
⑦養生

６．試験方法

①圧縮強度

法留の圧縮強度の試験は、法留に用いたコンクリートから製作した供試体による。この場合の試験方法は、JIS A1108 によるものとし、その供試体の製作は、次のいずれかによる。

（１）JIS A1132 または、JIS A1132 による供試体と相関関係が**確認**できる方法。

（2）上記によりがたい場合は、振動と加圧とを組み合わせて製作する。また、養生方法は、法留の養生とできるだけ同じ条件とする。

第３節　瀝青材料

１－３－１　アスファルト注入材料

注入材料は、ブロンアスファルトとしてJIS K2207～1969規格によるものとし、針入度は20～30とする。

１－３－２　アスファルト混合物

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に**提出**するものとし、アスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表、品質管理試験結果の**提出**及び試験練りは省略できるものとする。

工種	種別	試験区分	試　験　項　目	試　験　基　準
アスファルト舗装	材料	必　須	**共通仕様書**「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の**提出**
		その他	**共通仕様書**「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必　須	配合試験	
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）	**共通仕様書**「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理
			基準密度の決定	事前審査による認定書の**提出**
		その他	**共通仕様書**「品質管理基準」の全項目	**共通仕様書**「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理

第４節　塗　料

１－４－１　区画線

１．区画線に使用する材料の種類及び規格は次表のとおりとする。

種　　類		規　　格	標　準　使　用　量		摘　要
			ペイント	ガラスビーズ	
常温型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 １種	50ﾘｯﾄﾙ／km	１号 39kg／km	
〃	W=20cm	〃	67ﾘｯﾄﾙ／km	〃 52kg／km	
〃	W=30cm	〃	100ﾘｯﾄﾙ／km	〃 78kg／km	
加熱型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 ２種	70ﾘｯﾄﾙ／km	１号 59kg／km	
〃	W=20cm	〃	93ﾘｯﾄﾙ／km	〃 79kg／km	
〃	W=30cm	〃	140ﾘｯﾄﾙ／km	〃 118kg／km	
溶融型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 ３種１号	390kg／km	散布１号 25kg／km	プライマーの標準使用量 25kg／km塗布

種　　類		規　　格	標　準　使　用　量		摘　要
			ペイント	ガラスビーズ	
溶融型	W=20cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 ３種１号	520kg／km	散布１号 33kg／km	プライマーの 標準使用量 33kg／km塗布
〃	W=30cm	〃	780kg／km	〃 50kg／km	〃 50kg／km塗布
〃	W=45cm	〃	1,170kg／km	〃 75kg／km	〃 75kg／km塗布
水性型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 １種	50ﾘｯﾄﾙ／km	１号 39kg／km	溶媒として揮発性有機化合物を5%（以下）含まず、水を使用するものとする。
常温型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 １種	39ﾘｯﾄﾙ／km	１号 30kg／km	仮区画線用

［注］ガラスビーズは、JIS R 3301（路面標示用塗料用ガラスビーズ）１号

２．区画線の使用材料の**確認**については、監督職員の**指示**する方法により**確認**しなければならない。

３．区画線溶融型の塗布厚は 1.0 ㎜とする。

第５節　その他

１－５－１　河川護岸用吸い出し防止シート

１．河川護岸用吸い出し防止シートの品名については、使用に先立ち監督職員の**承諾**を得なければならない。

２．河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（国土交通大臣認可）を有しているシートとする。なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

吸い出し防止シートの規格値

項　　目	規　　格	備　　考
厚　　さ	10㎜以上	
開　孔　径	0.2㎜以下	
引　張　り　強　度	9.8kN/m 以上	縦・横方向
化学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS K 7114準拠（PH5～9）
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS A 1410 、A1415準拠
密　　度	0.12g ／cm3 以上	JIS L 3204
圧　縮　率	12%以下	JIS L 3204
引　張　強　さ	9.8kN/m 以上	JIS L 3204
伸　び　率	50%以上	JIS L 3204
耐　薬　品　性	不溶解分90%以上	JIS L 3204
透　水　係　数	0.01cm／s以上	JIS L 3204

３．河川護岸用吸い出し防止シート敷設は、以下のとおりとする。

１）吸出し防止材の敷設にあたっては、上流側シートを上にして重ね合わせるものとし、隙間やめくれのないよう施工しなければならない。

２）吸出し防止材の重ね幅は１０ｃｍ以上とする。

１－５－２　無収縮モルタル

無収縮モルタルの品質規格は次表のとおりとする。

項　　目	規　格　値	試　験　方　法
コンシステンシー（流下時間）	セメント系：８±２秒	Ｊ14ロート試験
ブリージング	練り混ぜ２時間で２％以下	JIS A 1123
凝結時間	始発：１時間以上 終結：１０時間以内	ASTMC403
膨張収縮率	材令７日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領（案）」附属書
圧縮強度	材令３日：250kgf／cm2以上（25Ｎ／mm2） 材令28日：450kgf／cm2以上（44Ｎ／mm2）	JIS A 1108 供試体　径5cm　高さ10cm

１－５－３　トンネル防水工

１．覆工コンクリートのひびわれ対策及び防水工に使用する材料は、透水性緩衝材（t=3 ㎜）と防水シート（t＝0.8 ㎜以上）の組み合わされたものとし、使用にあたっては、監督職員の**承諾**を得るものとする。

２．防水工に使用する防水シートは、厚さ 0.8 ㎜以上のビニールシート等とし、次表に示す規格に合格したものとすること。

項　　目	試　験　法	規　格　値
比　　重	JIS K 6773	0.95±0.05
硬　　さ	JIS K 6773	98以下
引張強さ（kgf／cm²）	JIS K 6773	20℃で160以上 －10℃で300以上
伸　び　（　％　）	JIS K 6773	20℃で600以上 －10℃で500以上
引裂強さ（kN／m）	JIS K 6252	50以上
耐薬品性（アルカリ）質量変化率（％）	JIS K 6773	±１以下
耐熱老化性質量変化率（％）	JIS K 6773	±１以下
脆化温度（℃）	JIS K 6261	－30以下

１－５－４　雑石（沈石用）の確認

雑石（沈石用）は張立により**確認**するものとし、大きさについては、規定した重量の形の異なったものそれぞれ３個以上を見本石として現場に置き、観察により**確認**するものとする。

１－５－５　敷モルタル・目地モルタル

セメントの使用量（１ｍ３当たり）は次表のとおりとする。

項　　目	重量配合比	セメント
敷モルタル	１：３	530kg
目地モルタル	１：１	1,100kg

第３編　土木工事共通編

第１章　総　　則

第１節　総　則

１－１－１　出来形図及び出来形部分の数量

１．工事の出来形部分の数量計算書は既済部分検査前及び監督職員が**指示**した場合に作成するものとする。

２．出来形図は、検査（完成，既済部分，中間技術）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）またはその縮小図等を使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）及び、位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書きで記入するとともに出来形部分を着色する。ただし、同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することができる。
なお、出来形図に代えて測定結果一覧表にとりまとめることができる。
３．受注者は出来形（管理）図等の保存出来形（管理）図は工事完成後監督職員に提出し、数量計算書は、工事完成時までに、監督職員に**提出**するものとする。

１－１－２　土木工事施工管理基準

１．出来形管理
　受注者は、土木工事施工管理基準　５．管理項目及び方法　（２）出来形管理において、ばらつきが判断できる資料として、出来形管理図表を作成し**提出**するものとする。
２．品質管理
　受注者は、土木工事施工管理基準　５．管理項目及び方法　（３）品質管理において、必須試験については、ばらつきが判断できる資料として、品質管理図表を作成し**提出**するものとする。

１－１－３　施工管理

１．受注者は、以下の構造物については建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）により、資料等を**提出**しなければならない。
　なお、資料作成にあたっては、コンクリート品質管理データベースの登録支援ツールを使用するものとし、監督職員からデータ等の提供を受け、データ入力後は、監督職員にデータ等を**提出**するものとする。

１）対象構造物
Ａ　（生）コンクリート

無筋・鉄筋	対　象　構　造　物	摘　要
無筋コンクリート	イ）橋台、橋脚 ロ）海岸構造物（ただし、基礎、裏込及び根固めを除く） ハ）コンクリート格子張工（ただし、基礎、裏込及び根固めを除く） ※河川工事のみ ニ）砂防ダム（堤体、側壁及び水叩） ホ）トンネル覆工	
鉄筋コンクリート	イ）橋台、橋脚 ロ）杭類（場所打杭、井筒基礎等） ハ）橋梁上部工、擁壁工（H＝2.0m以上） ニ）堰、水門、樋門、樋管 ホ）函渠工（内空断面2.0㎡以上） ヘ）水路（内巾＝2.0m以上）	

Ｂ　コンクリート二次製品

二　次　製　品　名	摘　要
イ）　函渠工（内空断面2.0㎡以上） ロ）　杭類（留杭等除く） ハ）　桁類 ニ）　プレキャスト擁壁（H＝2.0m以上） ホ）　プレキャスト格子張工	

2．受注者は、下記構造物についてはコンクリートの耐久性向上仕様書により、資料等を**提出**しなければならない。

1） 対象構造物

A （生）コンクリート

無筋・鉄筋	対象構造物		摘要
	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
無筋コンクリート		イ）橋台、橋脚 ロ）海岸構造物（堤防・消波ブロック） ハ）河川構造物（護岸、根固めブロック） ニ）砂防ダム（堤体、側壁及び水叩） ホ）擁壁工	
鉄筋コンクリート	イ）橋台、橋脚 ロ）杭類（場所打杭、井筒基礎等）、擁壁工 ハ）橋梁上部工 ニ）函渠工、水路（内空断面積1.0㎡以上） ホ）水門、樋門、樋管、堰	イ）橋台、橋脚 ロ）杭類（場所打杭、井筒基礎等）、擁壁工 ハ）橋梁上部工 ニ）函渠工、水路 ホ）水門、樋門、樋管	
―	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	

B コンクリート二次製品

二次製品名		摘要
塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
イ）函渠類（鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート） ロ）杭類（遠心力鉄筋コンクリート杭、A5310、プレストレストコンクリート杭、A5335、A5337） ハ）桁類（プレストレストコンクリート橋けた、A5313、A5316） ニ）擁壁類（鉄筋コンクリートL型） ホ）管渠類（遠心力コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333）	イ）函渠類（鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート） ロ）杭類（遠心力鉄筋コンクリート杭、A5310、プレストレストコンクリート杭、A5335、A5337） ハ）桁類（プレストレストコンクリート橋けた、A5313、A5316） ホ）管渠類（遠心力コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333） ヘ）境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等	

１－１－４ 提出書類の様式

受注者の提出書類の様式については、様式集によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。

１－１－５ 交通安全管理

1．受注者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。

2．受注者は供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては東北地方整備局保安施設設置基準を遵守するものとする。

3．**共通仕様書**第１編１－１－１－３２交通安全管理３．交通安全輸送計画の、交通安全等輸送に関する事項とは、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他荷姿図、輸送開始・完了の**確認**方法等とする。

１－１－６　交通誘導警備員

受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第３８条による教育の履歴者、過去３年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（１級または２級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等**確認**出来る資料を監督職員に**提出**するものとする。

また、都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備業務検定（１級または２級）合格者を配置するものとする。

１－７　低入札価格調査制度による調査

１．施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

①予算決算及び会計令第 85 号の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、事務所長等の求めに応じて、施工体制台帳を事務所長等に**提出**しなければならない。

②①の書類の**提出**に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

２．施工計画書の内容のヒアリング

調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、**共通仕様書**に基づく**施工計画書**の**提出**に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

３．工事コスト調査

①受注者は、下受注者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に**提出**するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から**指示**するものとする。

②受注者は、**提出**された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下受注者についてもヒアリングに参加させるものとする。

工事コスト調査結果に係る資料は、下記のとおりとし東北地方整備局のホームページで公表するものとする。

資　料　名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	精算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績と比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

４．低入札価格調査制度による施工時確認調査
　調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、監督職員より工事施工途中で施工状況及び体制等について**確認**調査依頼があった時は、応じなければならない。

１－１－８　品質管理の頻度
調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を２倍とする。

１－１－９　品質証明（社内検査）制度
本工事が当初請負代金額２億円以上の場合は、品質証明（社内検査）制度対象工事とし、**共通仕様書**第３編３－１－１－~~８~~６品質証明により行うものとする。
なお、社内検査員は複数名定めることはできるが、検査時の**立会**は代表者１名でも可とする。（書式は、現場代理人等通知書及び工事経歴書を準用する。）

１－１－10　中間技術検査
特記仕様書で中間技術検査の対象工事となった場合は**共通仕様書**第３編３－１－１－10技術検査によるほか次によるものとする。
１．検査時に**確認**できる完成部分（部分完成を含む）については、設計図面を複写して色分け（完成部分を赤色）して１部**提出**する。なお、この図面は中間技術検査で**確認**済みの証しとなるものである。
２．この検査により**確認**した出来形部分の工事目的物の引き渡しは行わないものとし、受注者において引き渡しまで善良に管理するものとする。

１－１－11　特定調達品目
受注者は、工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。**設計図書**に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と**協議**するものとし設計変更の対象とする。
受注者は、特定調達品目を使用した場合は、調達実績を、監督職員の**指示**する集計方法で、工事完了後（監督職員の**指示**する日まで）に、電子データにより監督職員に**提出**するものとする。

１－１－12　工事現場における説明性の向上
受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。
また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

１－１－13　不可視部分の出来形管理
調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、受注者は、不可視部分の出来形管理についてはビデオカメラにより撮影し、監督職員に**提出**するものとする。
なお、撮影する不可視部分については、監督職員と**協議**するものとする。

１－１－14　遠隔臨場による立会等の簡素化
１．本工事は、受発注者の業務を効率化し、契約の適正な履行と円滑な施工確保を図ることを目的に、施工状況の確認作業に映像及び音声の配信等を用いることにより遠隔臨場を実施する工事である。
２．本工事における遠隔臨場は、『web 会議システムや ASP を活用した遠隔臨場』により実施する。なお、現場条件の制約等によりこれにより難く場合の手法を選択する場合は、別途協議する。また、現場条件等の制約に拘らず、他の手法を選択する事も可能とするが、その際は監督職員の承諾を得るものとする。
３．段階確認、材料確認、立会での確認
①撮影した映像と音声を、監督職員等にリアルタイム配信し、撮影場所を通信により指示・会話しながら確認する。
②全ての段階確認、材料確認、立ち会いの各項目について従来の臨場に替えて画像共有に

よる遠隔臨場を実施する。ただし、下記の項目について画像での判断が難しい場合は、従来の臨場による立ち会いも可能とする。また、実施にあたっては具体的な実施項目や頻度について、実施項目や実施頻度について受注者は監督職員と協議するものとする。

・プルーフローリング実施状況（道路土工、舗装工）
・支持地盤の確認（場所打杭工、深層工等）
・土（岩）質、変化位置（河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工等）
・施工場所が暗所になり画像による確認が難しい箇所での立会確認
・その他、立ち会いの範囲が広範囲になる等の工事状況等から遠隔臨場による確認が難しい立会確認

③測定寸法がモニターで確認出来る程度の画素数を確保すること。

4．実施に際しては、付近住民のプライバシー保護の観点から問題が生じる恐れの無いように配慮するものとする。また、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため、必要の無い会話を控える等特に注意すること。

5．上記に要する撮影機器等は受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

なお、発注者が画像を確認するためのモニターの準備や環境整備は、発注者が行うものとする。ただし、直ちにそれらを準備するのが難しい場合は、受発注者の協議により手法・機器等を決定するものとし、その費用については発注者が負担するものとする。

6．施工状況によっては、監督職員が画像を確認しながら撮影場所を通信により指示し、撮影出来るようにするものとする。

7．通信環境のトラブルや画像不鮮明等により、急遽、遠隔臨場が難しくなった場合は、立ち会いの延期や机上（写真、動画など）による確認への変更を可能とする。

8．段階確認及び材料確認において、現場技術員がその代替え行為を実施し、臨場に代えて確認した場合は、通常の立ち会いと同様に主任監督員への説明資料は現場技術員が作成するものとする。

9．効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、受注者は調査に協力するものとする。なお、詳細は、監督職員の指示による。

10．他、詳細については、監督職員から通知される「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領（案）」及び指示による。

１－１－15　遠隔臨場による工事検査

1．遠隔臨場による工事検査の実施

「遠隔臨場による工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2．遠隔臨場による工事検査の対象

遠隔臨場による工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3．遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を試

行する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中段した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中段された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ形状する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督書分の基準 令和３年９月３０日（国不建第２７３号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

１－１－16　総価契約単価合意方式について

（目的）

１．本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

（共通仕様書第 3 編 3-1-1-2 の適用）

２．共通仕様書第 3 編 3-1-1-2 第 2 項、第 6 項及び第 7 項に係る規定は適用しないものとする。受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

（合意単価の公表）

３．発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表することができるものとする。

第２章　一般施工

第１節　共通的工種

２－１－１　ハット型鋼矢板

１．ハット型鋼矢板の施工については、**共通仕様書**第３編３－２－３－４矢板工の規定によるものとする。

２．ハット型鋼矢板の施工に係る規格値及び写真管理基準は、上記矢板工の「土木工事施工管理基準及び規格値」及び「写真管理基準」の規定によるものとする。

２－１－２　グラウトの施工

グラウト配合については、監督職員の**承諾**を得るものとする。

第２節　一般舗装工

２－２－１　コンクリート舗装養生剤

コンクリート舗装養生剤の種類は監督職員の**承諾**を得て使用するものとする。

２－２－２　石　　粉

コンクリート舗装石粉塗布の場合は、石粉と水を混合したものを３ﾘｯﾄﾙ／㎡程度とし、石粉と水の混合は、重量比で１：１とする。

第６編　河　川　編

第１章　総　　則

第１節　仮量水標

１－１－１　水位の観測

１．受注者は施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施工期間中１日１回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。

なお、出水時等に、監督職員の**指示**する場合は、毎時観測を行うものとする。

２．監督職員が**指示**した場合は、水位記録の一覧表または図表等にとりまとめ、これを**提出**しなければならない。

第２節　護岸法覆工

１－２－１　法覆工及び法留工

１．受注者は、法覆工及び法留工の施工において、遮水シートを設置する場合には法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。

また、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ、剥離等のないように施工するものとする。

２．遮水シートと法留工及び隔壁、小口止工との接着方法については監督職員の**承諾**を得るものとする。

１－２－２　連節ブロック張工

連節ブロックの配列、連結鉄筋の配列及び溶接方法については、監督職員の**承諾**を得るものとする。

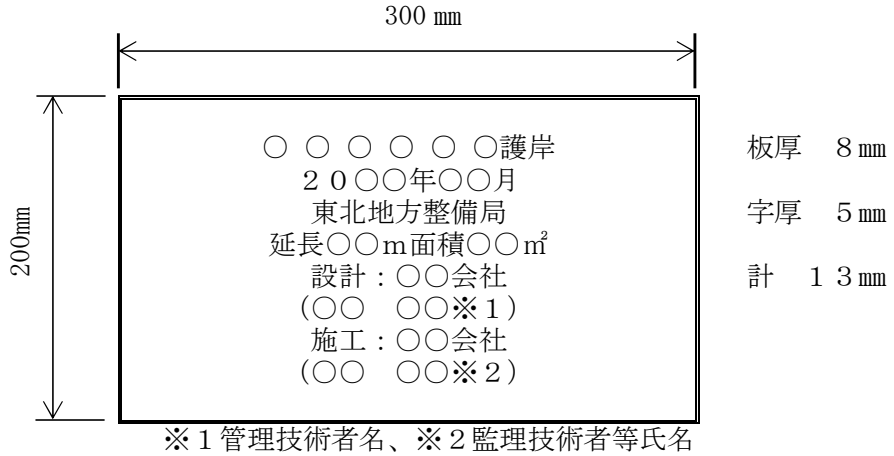
なお、連結鉄筋は、φ９㎜（大型連節ブロックを使用する場合はφ13 ㎜）とし、溶接する場合の溶接長は 10 ㎝以上とする。

第３節　標　示　板

１－３－１　護　　岸

１．標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。

ただし、記載する技術者名等の氏名については、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。

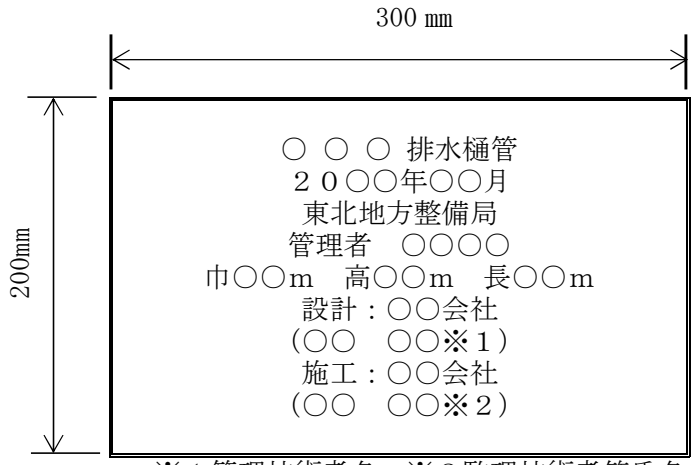


※１管理技術者名、※２監理技術者等氏名

２．取付位置については、監督職員の**承諾**を得るものとする。
３．標示板の年月は完成月日とする。

１－３－２　水門、樋門、樋管

１．標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。
　ただし、記載する技術者名等の氏名については、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。



※１管理技術者名、※２監理技術者等氏名

２．取付位置については、監督職員の**承諾**を得るものとする。
３．標示板の年月は完成月日とする。

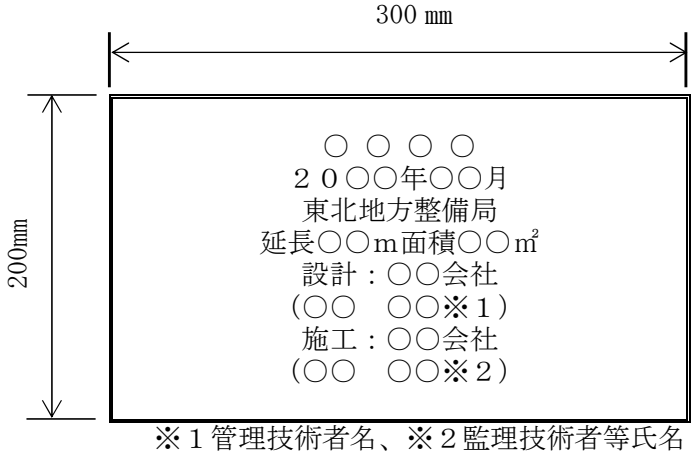
第７編　河川海岸編

第１章　総　　則

第１節　標示板

１－１－１　標示板

１．標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。
　ただし、記載する技術者名等の氏名については、これによりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。



※１管理技術者名、※２監理技術者等氏名

２．取付位置については、監督職員の**承諾**を得るものとする。
３．標示板の年月は完成月日とする。

第８編　砂　防　編

第１章　　総　　則

第１節　仮量水標

１－１－１　水位の観測

１．受注者は施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施工期間中１日１回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。
　なお、出水時等に、監督職員の**指示**する場合は毎時観測を行うものとする。

２．監督職員が**指示**した場合は、水位記録の一覧表または、図表等にとりまとめ、これを**提出**しなければならない。

第２節　コンクリート堰堤

１－２－１　モルタル

敷モルタルの最小セメント使用量は 530 kg／m^3 とする。

１－２－２　間　詰　工

地盤線等の変更による間詰工の形状変更は監督職員と**協議**するものとする。

１－２－３　水抜暗渠工

水抜暗渠の架台については、コンクリート打込みによるヒューム管の移動、コンクリートの充鎮の不良を防ぐため、形鋼等を用いて設置するものとする。

第３節　残存型枠

１－３－１　残存型枠(外壁兼用型)

１．一般事項

(1) 残存型枠工(外壁兼用型)とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

(2) 残存型枠工(外壁兼用型)に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠(外壁兼用型)とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

②残存化粧型枠(外壁兼用型)とは、残存型枠(外壁兼用型)のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

２．材料

受注者は、残存型枠工(外壁兼用型)に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督職員に**提出**しなければならない。

項　　目	内　　容	摘　　要
主　要 材　料	1)　モルタル及びコンクリート 　**共通仕様書**第８編８－１－８－４の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2)　型枠製品内蔵の補強部材 　補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)　補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装または同等以上の必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書
強　度 特　性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書または公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1)　型枠は、ひび割れまたは破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2)　型枠は耐凍結融解性を有していること。	

３．施工

（１）受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。

（２）受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。

（３）受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。

（４）受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第１０編　道　路　編

第１章　舗　　装

第１節　アスファルト舗装工

１－１－１　骨　材

骨材の標準粒度範囲は次表を標準とする。

骨 材 の 標 準 粒 度 範 囲

混合物の種類		①粗粒度アスファルト混合物	②密粒度アスファルト混合物		③細粒度アスファルト混合物	④密粒度ギャップアスファルト混合物	⑤密粒度アスファルト混合物		⑥細粒度ギャップアスファルト混合物	⑦細粒度アスファルト混合物	⑧密粒度ギャップアスファルト混合物	⑨開粒度アスファルト混合物	細粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20F)	(20F)	(20T)	(13T)
最大粒径（mm）		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13	20	20	20	13
通過重量百分率（%）	26.5mm	100	100										100	100	100	
	19mm	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100	100	95～100	95～100	95～100	
	13.2mm	70～90	75～90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100	95～100	80～95	70～80	75～95	95～100
	4.75mm	35～55	45～65	55～70	65～80	35～55	52～72		60～80	75～90	45～65	23～45	55～75	55～65	45～65	55～70
	2.36mm	20～35	35～50		50～65	30～45	40～60		45～65	65～80	30～45	15～30	45～65	45～55	30～50 [40～45]	35～50 [40～45]
	600μm	11～23	18～30		25～40	20～40	25～45		40～60	40～65	25～40	8～20	35～60	40～50	15～30	18～33
	300μm	5～16	10～21		12～27	15～30	16～33		20～45	20～45	20～40	4～15	20～45	18～42	8～21	10～23
	150μm	4～12	6～16		8～20	5～15	8～21		10～25	15～30	10～25	4～10	10～25	10～20	5～15	6～16
	75μm	2～7	4～8		4～10	4～10	6～11		8～13	8～15	8～12	2～7	8～15	9～13	4～7 [6.5～8]	5～8 [6.5～8]
アスファルト量（%）		4.5～6	5～7		6～8	4.5～6.5	6～8		6～8	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5	6～7	5～6	4.5～6.5	5～7

※［豪雪地帯］

１－１－２　マーシャル安定度基準値

加熱アスファルト混合物は、次表に示す基準値に合格するものでなければならない。

マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		①粗粒度アスファルト混合物	②密粒度アスファルト混合物		③細粒度アスファルト混合物	④密粒度ギャップアスファルト混合物	⑤密粒度アスファルト混合物		⑥細粒度ギャップアスファルト混合物	⑦細粒度アスファルト混合物	⑧密粒度ギャップアスファルト混合物	⑨開粒度アスファルト混合物	細粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20F)	(20F)	(20T)	(13T)
突固め回数（注）	C交通以上	75					50					75	50		75	50
	B交通以上	50										50			50	
空隙率（%）		3～7	3～6			3～7	3～5			2～5	3～5	－	3～6	3～7	3～6	
飽和度（%）		65～85	70～85			65～85	75～85			75～90	75～85	－	75～85	65～85	70～85	
安定度（kgf（kN））		500 (4.90) 以上	500 (4.90) [750 (7.35)] 以上		500 (4.90) 以上					350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上	350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上		500 (4.90) [750 (7.35)] 以上	500 (4.90) 以上
フロー値（1／100cm）		20～40								20～80	20～40					

〔注〕 (1) 積雪寒冷地の場合や、C交通であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは、50回とする。

(2)〔 〕内はC交通以上で突固め数回を75回の場合とする。

(3) 水の影響を受けやすいと思われる混合物、またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度が75%以上であることが望ましい。残留安定度（%）＝（60℃）、48時間水浸後の安定度（kfg）／安定度（kgf）×100

１－１－３　動的安定度

密粒度アスコン20T及び13Tの動的安定度の目標値は、次表に示すとおりとする。

混合物の種類	密粒度アスコン20T	密粒度アスコン13T	密粒度アスコン20T（改質型） 密粒度アスコン13T（改質型）
動的安定度（回／㎜）	700以上	500以上	3,000以上

１－１－４　配合設計

受注者は、示方配合を満足するように配合された合成粒度の骨材に対し設計アスファルト量を次の方法に従って決定しなければならない。ただし、これまでの実績により加熱アスファルト混合物が基準値に合格することが明らかであり、監督職員が**承諾**した場合はマーシャル試験を省略することができる。

（1）示方アスファルト量を中心にして上下に0.5%きざみにアスファルト量をかえた５種類の混合物についてマーシャル試験用供試体を作製する。

（2）供試体の密度、安定度及びフロー値を測定し、空隙率と飽和度とを算出する。

（3）アスファルト量と密度、安定度、空隙率、飽和度、フロー値の関係を求め、次表に示す基準値をそれぞれ満足するアスファルト量範囲の中央値を設計アスファルト量とする。

一般地域でわだち掘れが大きくなると予想された場所では、中央値から下限値の範囲内で減らすことができる。交通量の少ない場所や積雪地域のすりへり作用の多い場所では、中央値から上限値の範囲内で増やすことができる。

１－１－５　締固め度

路肩の舗装が車道と同一構造で、車道と同時施工する場合は、車道の締固め密度に準ずるものとする。

第２節　ブロック舗装工

１－２－１　インターロッキングブロック舗装

１．受注者は、ブロックの目地が２～３㎜程度、敷設が常に目地ラインを真直ぐになるようにしなければならない。なお、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。

２．受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

第３節　踏掛版工

１－３－１　施　　工

踏掛版及び鉄筋で補強したコンクリート版の締固めは、フィニッシャーによる機械舗設の場合でもあらかじめ棒状バイブレーターにより締固めを行うものとする。

第４節　排水性舗装工

１－４－１　材　　料

１．排水性舗装工に使用する骨材の最大粒径は13㎜、排水性混合物の空隙率は17%程度、排水性混合物に用いるバインダーは、ポリマー改質アスファルトH型とする。

２．排水性舗装工に使用する砕石の品質管理基準、粒度範囲は下記のとおりとする。

砕　石　の　品　質

用途 項目	表　　層	
	配　合　案	備　　考
表乾比重	2.45以上	
吸水率（%）	3.0以下	
すり減り減量（%）	15以下	

排水性混合物の粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒度範囲	
		最大粒径（１３）	備　考
通過質量 百分率（%）	26.5mm	－	
	19.0mm	100	
	13.2mm	90～100	
	4.75mm	11～35	
	2.36mm	10～25	
	75μm	3～7	
アスファルト量		4～6	

注：上表により難い場合は監督職員と**協議**しなければならない。

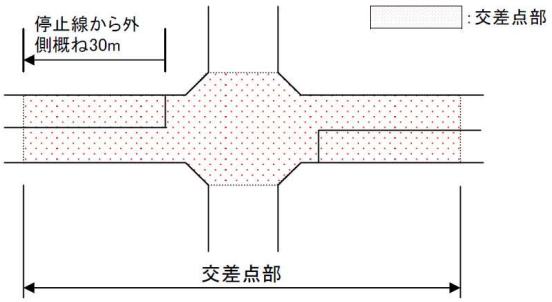
１－４－２　排水性混合物の目標値

排水性舗装工に使用する排水性混合物の目標値は、下記のとおりとする。

項　目	単　位	目　標　値	
		配　合　案	備　　考
空隙率	%	17程度	
透水係数	cm/ｓ	10^{-2}以上	
安定度	KN（kgf）	3.5（350）以上	
ＤＳ	回/mm	一 般 部　4,000以上	
		交差点部　5,000以上	※

※本項における交差点部とは、停止線の外側概ね 30m 区間から交差点内側の車道部分を指すものとする。

交 差 点 部 の 例



１－４－３　排水性混合物の管理項目

排水性舗装工の現場透水試験の規格値については下表のとおりとする。

項目	頻度	標準的な管理の限界	備　　考
現場透水量	1,000㎡ごと	800mL/15sec以上	空隙率17%程度の場合

第２章　鋼橋上部

第１節　橋梁現場塗装工

２－１－１　材　　料

１．塗料の色合わせは原則として製造工場において行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の**承諾**を得て現場調合を行うことができる。

２．受注者は、塗料には乾燥剤その他の添加物を加えてはならない。
ただし、やむを得ない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

２－１－２　橋梁塗装塗替

塗装塗替は、別途塗装面積（㎡）計算書を作成し**提出**しなければならない。

第２節　床　版　工

２－２－１　床　版　工

床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、**施工計画書**に記載しなければならない。

第３節　橋梁付属物工

２－３－１　伸縮装置工

受注者は、非排水装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類は、監督職員の**承諾**を得るものとする。

２－３－２　架設用付属物

受注者は、橋体部材に架設用付属等を添加する場合は、監督職員の**承諾**を得て製作しなければならない。

２－３－３　落橋防止装置工

１．受注者は、既設鉄筋の位置を確認後施工図を作成し監督職員に**提出**するものとする。
　アンカー削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、監督職員と設計図書に関して**協議**するものとする。

２．受注者は、アンカー孔削孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去して から、アンカーを定着させなければならない。

３．受注者は、アンカー定着後、所定のアンカー定着長が確保されているか確認のための試験を、「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領（案）」（平成 15 年 11 月）に基づき超音波探傷試験に精通した第三者機関が全数実施し測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある探傷器を使用した場合は、プリント出力）するものとし、その規格値は、-20㎜ 又は-1D（アンカー径）のいずれか小さい値とする。
　なお、実施方法については、事前に監督職員と設計図書に関して**協議**するものとする

４．受注者は、完成検査・既済部分検査及び中間検査において落橋防止装置の検査を受ける場合は、超音波探傷器によりアンカーボルトの定着長を測定出来る準備を行うものとする。

第３章　コンクリート橋上部

第１節　橋梁付属物工

３－１－１　伸縮装置工

受注者は、鋼製伸縮装置の製作においては、床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。

３－１－２　ＰＣ定着工法

ＰＣ定着工法は、設計図のとおりとする。
ただし、設計図以外の方式を採用する場合は、あらかじめ設計計算書、図面等を作成し、監督職員の**承諾**を得るものとする。

第４章　トンネル

第１節　支　保　工

４－１－１　支保工間隔

支保工間隔は地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。

４－１－２　ロックボルト

先打ちボルト（フォアパイリング）の穿孔角度等詳細については監督職員の**承諾**を得るものとする。

第２節　覆　　工

４－２－１　覆工コンクリートの打設量

受注者は、覆工・側壁コンクリートの施工にあたり、あらかじめ打設ロット毎のコンクリート打設量計算書を監督職員に**提出**しなければならない。
また、コンクリート納入伝票等の写しを監督職員に**提出**しなければならない。

第３節　銘　板　工

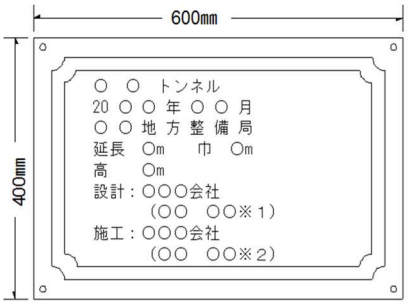
４－３－１　銘板工の仕様等

受注者は、トンネルに銘板を設置する場合は、土木工事共通仕様書 10-6-8-6 銘板工の記載内容について、以下のとおりとする。

１．一般事項

受注者は、銘板の作成については、材質はアルミニウムを使用し、寸法及び記載事項は、下図を標準として設置しなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と**協議**しなければならない。

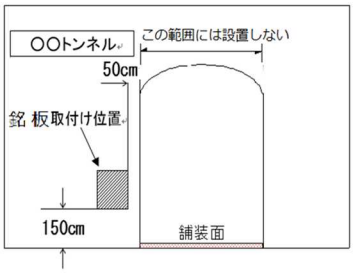
（銘板）



板厚 8㎜、字厚 5㎜、計 13㎜

※1　管理技術者氏名、※2監理技術者等氏名

（取付け図）



２．銘板

受注者は、銘板を設置する場合、トンネル両坑門正面に設置するものとし、取付け位置については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は、監督職員の**指示**によらなければならない。

３．銘板記載事項

受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。

第５章　道路維持

第１節　コンクリート舗装補修工

５－１－１　再注入

再注入を行う場合、注入孔は前回とは別途に削孔し行うものとする。

また、注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

第２節　舗装工

５－２－１　舗装打換え工

１．アスファルト舗装盤撤去は、カッターにて切断し、施工範囲外の舗装盤等を損傷してはならない。

２．隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。

３．受注者は、車道打換等によって生じる段差の摺付について、**設計図書**に示されていない場合には監督職員と**協議**しなければならない。

第３節　路肩及び法面

５－３－１　除草一般

１．　受注者は、除草中または跡片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。

２．受注者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。

３．受注者は、刈り取った草が路面に飛散する恐れのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面では速やかに片付けなければならない。

第４節　清掃作業

５－４－１　清掃作業

１．路面清掃、ガードレール清掃、視線誘導標清掃、排水施設清掃の施工時期等については、監督職員の**指示**によるものとする。なお、路面清掃等の実施にあたっては、粉塵が舞い上がらないよう、散水後に清掃するものとする。
２．路面清掃車には助手を乗務させ、安全の確保に努めなければならない。
※汚泥については、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」平成１８年６月によるものとする。

第５節　災害応急処置

５－５－１　災害応急処置

１．**施工計画書**に災害発生時の対策を記載しなければならない。また、災害が発生した場合の処置については、監督職員の**指示**によらなければならない。
２．応急復旧作業は、箇所毎に黒板等に着工前、完成後、作業日時、場所等を記載し て、写真撮影を行わなければならない。
３．土砂等の撤去は、路面及び構造物に損傷を与えないよう現場の状況に応じて施工しなければならない。